

# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

令和5年3月

**社会・援護局障害保健福祉部  
企画課**

## 目 次

1 障害者総合支援法等一部改正法について	1
2 令和5年度障害保健福祉関係予算案について	2
3 第7期障害福祉計画等について	4
4 「難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究」の成果について	7
5 令和4年生活のしづらさなどに関する調査について	9
6 障害者総合支援法対象疾病（難病等）について	10
7 障害者手帳情報の副本登録について	11
8 特別児童扶養手当等について	14
9 心身障害者扶養保険事業について	30
10 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて	34
11 障害福祉関係データベースの構築について	36
12 障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について	39
13 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について	40
14 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について	41
15 消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知について	44
16 インフラ老朽化対策の推進について	51
17 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針について	52

## 1 障害者総合支援法等一部改正法について

- 障害者総合支援法等の改正法が、令和4年12月16日に公布。
- まず、障害者総合支援法の改正だが、グループホームの支援内容の見直しや就労選択支援の創設については、今後、報酬や指定基準をはじめとした具体的な内容についてさらに検討を進める。
- また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となった。協議会の活性化や関係機関のさらなる連携も求められている。整備に向けた取組や関係機関の連携を一層推進するようお願いする。
- さらに、地域のニーズを踏まえた提供体制を確保するため、事業所指定に係る市町村の意見申出の仕組みを創設。この仕組みを有効に活用するため、次期障害福祉計画等において地域のニーズを適切に反映し、具体的に計画に定めていくことが重要。
- 障害福祉データベースは、令和5年4月から本格運用。データベースを活用し、障害福祉計画の策定や評価をするようお願いする。
- 次に、精神保健福祉法の改正だが、まず、入院者訪問支援事業が都道府県の事業として創設された。すべての都道府県において積極的に実施を検討いただきますようお願いする。
- また、精神障害者の権利擁護の観点から、医療保護入院制度の見直しや虐待防止の取組を一層推進するための改正を行った。改正の趣旨について、地域で適切な精神医療が提供されるように、必要な体制確保や医療機関への周知をお願いする。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

#### 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

##### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域連携を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を目とすることを明確化する。

##### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協商による、就労ニーズの把握や能力、適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業相談等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である通常勤務時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

##### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心にして、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

##### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るために、「登録者証」の発行を行なうほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

##### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D-B）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法】

障害D-B、難病D-B及び小児D-Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供的仕組み等の規定を整備する。

##### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった河野委員会第1条第2項の規定等について所置の規定の整備を行つ。

#### 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び2の一部は令和5年10月1日）

## 2 令和5年度障害保健福祉関係予算案について

令和5年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆157億円を計上しており、対前年度944億円増、4.9%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスに係る給付のための経費については、1兆4,572億円を計上しており、対前年度868億円増、6.3%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

なお、障害児の支援に係る予算については、こども家庭庁に移管することとなっているので、ご承知おき願いたい。

### 障害保健福祉に関する令和5年度予算案の概要

厚生労働省  
障害保健福祉部

#### ◆予算額（令和4年度予算額）

※ こども家庭庁  
移管分を除く。  
1兆9,212億円

#### （令和5年度予算案）

2兆0,157億円(+944億円、+4.9%)

#### 【令和5年度予算案の主要課題】

- ・ 障害者に対する良質な福祉サービスの確保
  - ・ 地域生活支援事業等の着実な実施
  - ・ 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費）
  - ・ 障害者に対する就労支援の推進
  - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ※ 障害児への支援については、こども家庭庁へ移管。

#### 【主な施策】※（ ）内は令和4年度予算額

##### （1）良質な障害福祉サービスの確保 1兆4,572億円（1兆3,704億円）

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。  
※上記1兆4,572億円の内数に「障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げ実施分」を含む。

（新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業） 令和4年度補正予算：36億円  
新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等が関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援態勢やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

##### （2）地域生活支援事業等の着実な実施 507億円（506億円）

意思疎通支援や移動支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の着実な実施を図る。

### (3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費） 45億円（45億円）

地域移行の受け皿としてのグループホームや生活介護等を行う日中活動系事業所等の整備促進を図る。

#### （社会福祉施設等施設整備費補助金） 令和4年度第二次補正予算：99億円

- ・ 障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業  
障害者支援施設等について、防災・国土強靭化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。
- ・ 障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業  
障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

### (4) 障害者に対する就労支援の推進 7.8億円（7.8億円）※一部再掲

重度障害者に対する就労支援について、雇用施策と連携して引き続き実施するとともに、働く障害者の生活面の支援ニーズに対応できるよう障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所への助言等を行うことなどにより、地域の就労支援ネットワーク強化を図る。

#### （就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業） 令和4年度補正予算：0.4億円

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることが重要である。多機関連携の在り方などをはじめとした各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に關して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。

### (5) 障害者等の自立・社会参加支援の推進 16.9億円（15.2億円）※一部再掲

障害者等の自立・社会参加支援を一層推進するため、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援等による情報・意思疎通支援の充実、地域における障害者の芸術文化活動への支援、障害者自立支援機器の開発支援や補装具装用訓練等を提供する機関の普及などの取組を推進する。

### (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 7.6億円（8.0億円）※一部再掲

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

### (7) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円（9.5億円）

依存症対策の全国拠点において、オンライン等を活用した人材養成や調査研究に取り組む。また、都道府県等において、依存症対策についての人材養成や医療・相談支援拠点を整備するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携を推進し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体を支援する。

### (8) 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 8.1億円（8.1億円）

地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進や関係機関によるネットワークの構築等を図り、地域支援機能を強化する。また、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことと目的としたペアレントメンターの養成や、家族のスキル向上を目的としたペアレントトレーニングの実施等の家族支援事業等を実施する。

※ 令和4年度第二次補正予算においては、上記事業の他、障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援等を実施

### 【参考】こども家庭庁へ移管する主な事業・予算 4,745億円の内数（4,322億円）

#### ○ 良質な障害児支援の確保

- ・ 障害児が身近な地域で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費を確保する。

#### ○ 障害児支援体制の強化

- ・ 児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。
- ・ 聴覚障害児支援のため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能の整備し、聴覚障害児と保護者に對し適切な情報と支援を引き続き提供する。

### **3 第7期障害福祉計画等について**

- 都道府県及び市町村は、国が定める基本的な指針に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することとなっており、現在、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画等の期間中。
- 次期障害福祉計画等の策定に向け、社会保障審議会障害者部会でのご議論を踏まえ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る基本指針案のパブリックコメントを3月8日より行っている。
- 基本指針の告示は、パブリックコメントを経て、こども家庭庁設置後の同年4月下旬以降を予定。各都道府県・市町村におかれでは、このパブリックコメントでお示しした改正後の基本指針案も参考にしながら、障害福祉計画等の作成について、あらかじめ検討を進めていただくようお願いする。
- 引き続き、都道府県、市町村においては、これまでの計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていただきたい。

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

## 3. 基本指針見直しの主な事項

### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- 5- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること  
【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上  
【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進  
【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置  
【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置  
【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等  
【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 5. 活動指標

### ①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数  
【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）  
【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数  
(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数  
【新設】

### ⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置  
【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善  
【新設】

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共に共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数  
(都道府県)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びに基づく共有回数  
(都道府県)
- 6 -  
○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み  
【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み  
【新設】

### **3 「難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究」の成果について**

- 令和4年度障害者総合福祉推進事業「難聴児の家族等や支援に携わる関係者が必要とする基本的な情報の整理・一覧化に関する調査研究」において、難聴児の家族等への支援に資する情報提供資料が作成された。
- この情報提供資料は、自治体や医療機関等が、難聴児の家族等に情報提供を行う際に活用に資するよう、難聴児の発達や受けられる支援などについて、網羅的に情報をまとめたもの。
- さらに、それぞれの自治体が、その自治体で難聴児に提供している福祉サービスなど、その地域における難聴児への支援について記載できるよう、可変媒体で提供する予定。ぜひ、都道府県が中心となり、市町村とも協力しながら、都道府県における難聴児支援についての記載も充実させ、難聴児やそのご家族への支援に役立てていただきたい。
- 引き続き、令和4年2月25日付で当部から各都道府県等に対して通知した「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本的な取組として挙げた
  1. 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
  2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
  3. 特別支援学校のセンター的機能の強化

に取り組み、新生児聴覚検査で早期に難聴の疑いがある児童を発見し、地域で難聴児支援の体制を整え、療育につなげていくことや、就学以降も特別支援学校のセンター的機能を活用し、切れ目ない支援を実現することを目指していただきたい。

# お子さんの きこえのハンドブック

きこえない・きこえにくいお子さんのために



ホットライン

## 5 令和4年生活のしづらさなどに関する調査について

障害保健福祉部では、全国の在宅障害児・者の生活の実態と支援ニーズを把握し、障害保健福祉行政を企画・推進するための基礎資料を得ることを目的として、概ね5年毎に全国調査を実施している。

本調査は、各自治体の協力の下で、調査員が調査区内の一定の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者（障害者手帳所持者、難病等と診断されたことがある者、その他生活のしづらさがある者）の有無を確認し、対象者がいる場合は調査票を手渡し、後日回答の上、郵送にて返送していただく方法で実施している。

前回平成28年の調査から5年目に当たる令和3年に本調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和4年度へ延期することとなった。

本調査は令和4年12月1日時点で全国約5,300地区で実施した。各自治体においては本調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げる。

なお、今後のスケジュールとして、回収された調査票は、令和5年度に厚生労働省が集計し、令和6年度の早い時期に調査結果を厚生労働省ホームページに公表できるよう進めるが、あらためて事務連絡等でお示ししたい。

## 6 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について

### （1）対象疾病について

平成25年4月施行の障害者総合支援法により、障害者の範囲に難病患者等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、令和5年3月時点で366疾病が対象となっている。

### （2）福祉サービスの円滑な利用の促進について

障害福祉サービス等の対象となる難病患者等が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

また、障害者総合支援法対象疾病においては代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていないことから、必要に応じて、難病情報センター等のホームページも参照していただきたい。

なお、指定難病患者だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者についても、障害福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めるようお願いしたい。

併せて、対象となる難病患者等のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

（参考）「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html)

「難病情報センター」

<https://www.nanbyou.or.jp/>

## **7 障害者手帳情報の副本登録について**

本年度は、療育手帳情報のマイナンバー情報連携のためのシステム改修等の作業にご協力いただき、御礼を申し上げる。

各自治体におかれては、引き続き、身体障害者手帳情報及び精神障害者保健福祉手帳情報と同様に、マイナンバー情報連携のための副本登録等のご対応をお願いする。

また、障害者手帳に関する直近の住所情報等が反映されていないことが原因で、現在の住所地都道府県において個人番号が取得できず、結果として副本登録がなされない場合には、マイナンバーを用いて情報照会を行った際に、障害者手帳情報を取得できないことがある。

各自治体におかれては、障害者手帳と住民票の情報が一致しない者に関する居住地等変更届の徹底について、周知を行い、管内市町村等への問い合わせ等があった場合は、マイナンバー情報連携のための副本登録等のご対応をお願いする。【資料1，2参照】

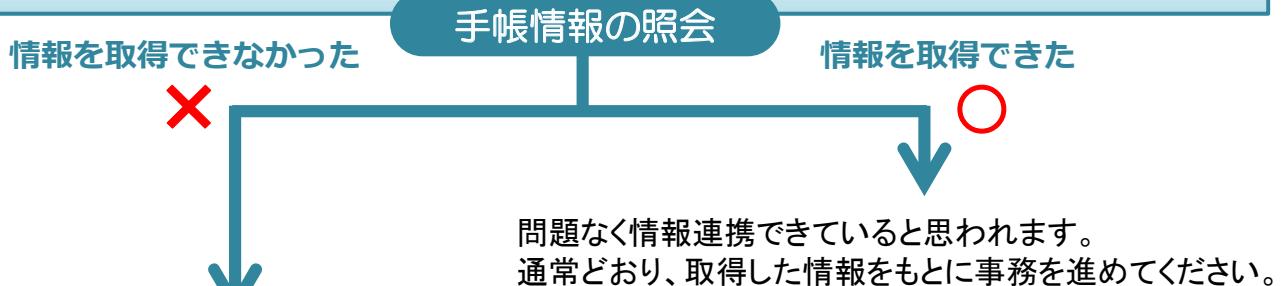
## 【お願い】関係機関の皆様へ

# 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の マイナンバーを使った情報連携について

- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携については、平成30年10月9日から本格運用に移行します。
- ただし、手帳に関する直近の住所情報等が反映されていないことが原因で、現在の住所地都道府県において個人番号が取得できず、結果として副本登録がなされない場合には、**マイナンバーを用いて情報照会を行った際に、手帳情報を取得できないことがあります。**
- 関係機関の皆様におかれましては、手帳所持者から申請・申込等がなされたときは、以下の手順を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

### 手帳所持者から申請等がなされた場合の対応

- ・個人番号が記載された申請書等の提出を受け、その場ですぐに手帳情報を照会



- ・情報連携ができないと思われます。
- ・チラシ「住所や氏名が変わったときは、『居住地等変更届』を提出してください。」を手帳所持者の方に渡してください。
- ・手帳所持者の方に対し、お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ問い合わせて、情報連携できるようにするための手続をとっていただくよう促してください。

情報連携ができないのは、手帳に記載されている住所・氏名等の情報と、住民票の情報とが異なっていることが主な原因です。今後、情報連携できるようにするためにには、個々の状況に応じて、(1) お住まいの市区町村に手帳の「居住地等変更届」を届け出る(※1)、(2) 手帳を交付した市区町村にマイナンバーを届け出る(※2)等の手続が必要となります。

(※1) 法令により、転居したときは「居住地等変更届」を届け出ることが定められています。

(※2) いわゆる「居住地特例」のケースでは、制度上、手帳所持者が居住し、その住所がある自治体と、手帳を交付する自治体とが異なる場合があります。

## 障害者手帳をお持ちの皆さんへ

# 住所や氏名などが変わったときは、 「居住地等変更届」を提出してください。

- ▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。
- ▶ 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ず**お住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てください**ますようお願ひいたします。

### 届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。

お問合せ先 ○○県○○市○○課

TEL : ○○-○○○○ FAX : ○○-○○○○

## 障害者手帳をお持ちの皆さんへ

# 住所や氏名などが変わったときは、 「居住地等変更届」を提出してください。

- ▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。
- ▶ 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ず**お住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てください**ますようお願ひいたします。

### 届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。

お問合せ先 ○○県○○市○○課

TEL : ○○-○○○○ FAX : ○○-○○○○

## 8 特別児童扶養手当等について

### (1) 手当月額について

令和5年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和4年の物価変動率(2.5%)に基づき引上げとなる。

については、各都道府県・指定都市におかれでは、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

#### 令和5年度の手当額（月額）について

	令和4年度 (月額)	令和5年度 (月額)
特別児童扶養手当 1級	52,400円	53,700円
〃 2級	34,900円	35,760円
障害児福祉手当	14,850円	15,220円
特別障害者手当	27,300円	27,980円
経過的福祉手当	14,850円	15,220円

### (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、令和5年度においても据え置く予定である。

### (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

令和4年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和4年度の人事院勧告を踏まえ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）を本年3月中に改正し、令和4年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。（下記①）

については、令和4年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和5年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和5年度予算成立後にお示ししている。

なお、現時点の案については、以下のとおりである。（下記②）

#### ① 令和4年度分基準額

- ・都道府県分 1,895円
- ・指定都市分 3,739円
- ・市町村分 1,844円

## ② 令和5年度分基準額（案）

- ・都道府県分 1,905円
- ・指定都市分 1,857円
- ・市町村分 3,762円

## （4）特別児童扶養手当の適正な事務処理について

特別児童扶養手当の支給に当たっては、令和4年6月7日付事務連絡「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。

については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願ひする。

また、各自治体における情報システムのセキュリティ仕様の変更などにより、当省にメールが届かない事案が生じているので、情報システムのセキュリティ仕様の変更などがある場合、事前にシステム担当に確認するなどに留意願いたい。

## （5）令和5年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの誤りにつながるおそれがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれでは、令和5年度4月定時払いについて、令和5年1月23日付事務連絡「令和5年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」においてお示ししている留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願ひする。【提出期限について、資料1参照】

## （6）令和4年の地方からの提案等への対応について

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、以下の方針が示されたところ、今後の予定についてお示しする。

### ① 都道府県へのオンラインによる提出について

「特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出（施行規則4条）から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。」とされたところ、現在、政省令等の改正に向けて準備を進めているところであり、詳細は別途お示しする。

### ② 特別児童扶養手当証書の原則廃止について

「特別児童扶養手当証書（施行令13条4項）については、必要性や廃

止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。」とされたところである。

検討の結果、

- ・送金通知書払いの対象者を除いて、証書の発行を廃止することとし  
つゝ、
- ・受給資格者から申請があった場合に、受給状況に係る証明書を発行  
する事務について新たに規定する

こととし、かつ、現況届の後に「特別児童扶養手当支給継続通知書」（仮称）を発出することができるとしている予定である。なお、本改正は令和6年の現況届以降から適用されるようとする予定である。現在、必要な省令等の改正に向けて準備を進めているところであり、詳細は別途お示しする。

#### （7）特別児童扶養手当や障害者手当制度の広報の充実について

特別児童扶養手当や特別障害者手当制度の広報については、多くの自治体において広報誌やホームページ等への掲載により実施されているところであるが、更なる広報の充実を求める意見を頂いているところである。

障害児者やその保護者は、障害福祉だけでなく、他の制度を利用することもあることから、広報の取組として、広報誌やホームページでの周知に限らず、各自治体の組織内での連携や関係機関・団体との連携による周知も有効と考えられるものである。

例えば、

- ①自治体の小児慢性特定疾病医療費等に関する窓口などで特別児童扶養手当について紹介し、説明の求めがあれば、特別児童扶養手当の担当部門に案内して頂く
- ②特別障害者手当については、自治体の介護保険に関する窓口などで特別障害者手当制度について紹介し、説明の求めがあれば特別障害者手当の担当部門に案内して頂く

等の取組が考えられるものである。

については、本制度の対象となる方に広く周知されることが重要であるので、広報の充実のための取組をより一層推進していただくとともに、このことについて管内の各実施機関に周知いただくようお願いする。

また、特別児童扶養手当の周知に当たっては、「小児慢性特定疾病医療費または特定医療費の支給認定の申請時における特別児童扶養手当等の各種手当の周知について」（令和4年4月8日付け厚生労働省健康局難病対策課・社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）も参考とされたい。

#### （8）特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務について

特別児童扶養手当の精神の障害に係る認定については、認定基準を明確に

できないかなどの意見があるところである。

これまでに厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（令和2年度～令和3年度）において、認定の地域差に係る実態調査と診断書様式の改定案についての調査研究を実施したところである。また、令和4年度から「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」を2か年計画で行っているところである。

これらの調査研究の成果などを踏まえて、適切な認定事務の確保方策の検討を含めて必要な対応をしたいと考えているが、現在の特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認定要領等は、次頁からの記載のとおりであり、各自治体におかれでは、これらを改めて確認のうえ適切に認定事務を行いうようお願いする。

なお、上記「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（※）で行った認定の地域差に係る実態調査では、次のことが報告されているところである。

（※）<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/148085>

- ①申請される児童のIQ/DQが低いために認定率が高くなっていると考えられる自治体がある一方で、認定率が高いが故にIQ/DQが高い児童に対しても申請が行われていると考えられる自治体もある。
- ②認定率80%超の自治体と80%以下の自治体との比較で、2級判定となる対象児童のIQ/DQ値や要注意度の分布は、2群での差が明らかであり、認定される目安となる児童の重症度の基準が自治体によって異なっている。

### 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1級 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| 2級 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

(参考) 前各号は以下のとおり

1級 1 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座つていていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級 1 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I／二視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしやくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領 2 - (3)

内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ず

ることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

#### ア 1級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

#### イ 2級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであること。

(上記認定要領の別添1)

### 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第7節 精神の障害

#### 1 認定基準

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

#### 2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。

症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に準じて取り扱う。

#### A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害

(1) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障　害　の　状　態
1 級	<p>1 統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの</p>
2 級	<p>1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの</p>

(2) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害の認定に当たっては、次の点を考慮のうえ慎重に行う。

ア 統合失調症は、予後不良の場合もあり、施行令別表第三に定める障害の状態に該当すると認められるものが多い。しかし、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもある。したがって、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮する。

イ 気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮する。

また、統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

(4) 人格障害は、原則として認定の対象とならない。

(5) 神経症にあっては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しない。（その臨床症状から判断して精神

病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分（感情）障害に準じて取り扱う。）

なお、認定に当たっては、精神病の病態が I C D – 1 0 による病態区分のどの区分に属する病態であるかを考慮し判断すること。

## B 症状性を含む器質性精神障害

(1) 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中枢神経等の器質障害を原因として生じる精神障害に、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる症状性の精神障害を含むものである。

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害（以下「精神作用物質使用による精神障害」という。）についてもこの項に含める。

また、症状性を含む器質性精神障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障　害　の　状　態
1 級	高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの
2 級	認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの

(3) 脳の器質障害については、精神障害と神経障害を区分して考えることは、その多岐にわたる臨床症状から不能であり、原則としてそれらの諸症状を総合して、全体像から総合的に判断して認定する。

(4) 精神作用物質使用による精神障害

ア アルコール、薬物等の精神作用物質の使用により生じる精神障害について認定するものであって、精神病性障害を示さない急性中毒及び明らかな身体依存の見られないものは、認定の対象とならない。

イ 精神作用物質使用による精神障害は、その原因に留意し、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮する。

(5) 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も

見られることから療養及び症状の経過を十分考慮する。

また、失語の障害については、「第5節 言語機能の障害」の認定要領により認定する。

- (6) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

### C てんかん

- (1) てんかん発作は、部分発作、全般発作、未分類てんかん発作などに分類されるが、具体的に出現する臨床症状は多彩である。

また、発作頻度に関しても、薬物療法によって完全に消失するものから、難治性てんかんと呼ばれる発作の抑制できないものまで様々である。

さらに、てんかん発作は、その重症度や発作頻度以外に、発作間欠期においても、それに起因する様々な程度の精神神経症状や認知障害などが、稀ならず出現することに留意する必要がある。

- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すため、常時の援助が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作をひんぱんに繰り返すため、日常生活が著しい制限を受けるもの

(注) てんかんは、発作と精神神経症状及び認知障害が相まって出現することに留意が必要。また、精神神経症状及び認知障害については、前記「B 症状性を含む器質性精神障害」に準じて認定すること。

- (3) てんかんの認定に当たっては、発作のみに着眼することなく、てんかんの諸症状、社会適応能力、具体的な日常生活状況等の他の要因を含め、全体像から総合的に判断して認定する。

様々なタイプのてんかん発作が出現し、発作間欠期に精神神経症状や認知障害を有する場合には、治療及び病状の経過、日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

また、てんかんとその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

- (4) てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあっては、原則として認定の対象にならない。

- (5) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

## D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障　害　の　状　態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。

また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

## E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定

する。

- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障　害　の　状　態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

#### (9) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成 17 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力を願いしたい。【資料 2 参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>)

なお、令和 5 年度の額は、令和 4 年の物価変動率 (2.5%) に基づき、下記のとおりの額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

(令和 4 年度) (令和 5 年度)

障害基礎年金 1 級相當に該当する方 52,300 円 → 53,650 円  
(2 級の 1.25 倍)

障害基礎年金 2 級相当に該当する方 41,840 円 → 42,920 円

事務連絡  
令和5年1月23日

都道府県  
各 指定都市  
特別児童扶養手当担当係 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課手当係

令和5年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記につきまして、下記のとおり特別児童扶養手当支払データ（以下、「支払データ」という。）の提出期限等をお示しするとともに、別紙のとおり令和5年度4月定時払いに係る留意事項をお示しします。

令和5年度においても、引き続き、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. 支払データ提出期限等

支払月	支払データ提出期限 (午前中)	支払データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2023年 <u>4月</u>	<u>3月15日 (水)</u>	<u>3月17日 (金)</u>	<u>4月11日 (火)</u>
5	4月14日 (金)	4月18日 (火)	5月11日 (木)
6	5月16日 (火)	5月18日 (木)	6月9日 (金)
7	6月15日 (木)	6月19日 (月)	7月11日 (火)
<u>8</u>	<u>7月14日 (金)</u>	<u>7月19日 (水)</u>	<u>8月10日 (木)</u>
9	8月15日 (火)	8月17日 (木)	9月11日 (月)
10	9月14日 (木)	9月19日 (火)	10月11日 (水)
<u>11</u>	<u>10月16日 (月)</u>	<u>10月18日 (水)</u>	<u>11月10日 (金)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (火)</u>	<u>11月16日 (木)</u>	<u>12月11日 (月)</u>
2024年 1月	12月14日 (木)	12月18日 (月)	1月11日 (木)
2	1月16日 (火)	1月18日 (木)	2月9日 (金)
3	2月15日 (木)	2月19日 (月)	3月11日 (月)

注) 太字・下線箇所は定時払い月 (その他は隨時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

## 2. 支払データの提出先及び提出方法

### (1) 支払データの提出先

支払データにつきましては、メールにより以下のアドレスにお送りいただきか、郵送により、以下の宛先に送付をお願いいたします。

#### 【送付先メールアドレス】

※来年度（令和5年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

特別児童扶養手当支払事務専用アドレス ([tokuji@mhlw.go.jp](mailto:tokuji@mhlw.go.jp))

片寄 寛 ([katayose-hiroshi@mhlw.go.jp](mailto:katayose-hiroshi@mhlw.go.jp))

佐々木 俊哉 ([sasaki-shunya@mhlw.go.jp](mailto:sasaki-shunya@mhlw.go.jp))

金子 紗華 ([kaneko-ayaka.ru6@mhlw.go.jp](mailto:kaneko-ayaka.ru6@mhlw.go.jp))

森田 健一 ([morita-kenichiaa@mhlw.go.jp](mailto:morita-kenichiaa@mhlw.go.jp))

#### 【郵送の場合の宛先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

### (2) 支払データの提出方法

- ・ メール及び郵便での送付を問わず、支払データについては必ずパスワードを施してご提出ください。
- ・ 郵送で支払データの提出を行う場合、支払データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
  - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
  - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

## 【別紙】

### 特別児童扶養手当令和5年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遗漏の無いようお取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 支払に係る事務処理の注意事項

支払データについては、今年度発出している以下の事務連絡の内容をご確認の上で作成をお願いします。

- ・「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和4年6月7日付事務連絡）
- ・「令和4年11月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和4年10月4日付事務連絡）
- ・「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和4年10月27日のメール連絡）

##### 2. 振込不可能なネット銀行

以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。

- ・セブン銀行
- ・大和ネクスト銀行

(R5/1/23現在)

##### 3. 宛先

支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、  
支払データ提出時と同様、必ず係の担当者全員にお送りください。

##### 4. 令和5年4月3日（月）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。

なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。

5. 担当者の登録について

令和5年度に担当者の異動の予定がある自治体においては、新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3月24日（金）までに、当係担当者（以下の4名）へ連絡をお願いします。

以上

【本件4年度担当者】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係

片寄・佐々木・金子・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

※来年度（令和5年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

## 特別障害給付金について

### ○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

### ○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。
- ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。
- ※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。
- ※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

### ○支給額

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
1級	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650
2級	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920

### ○支給件数（実績）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
支給件数	9,305	9,290	9,213	9,159	8,982	8,894	8,607	8,465
(うち学生)	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)	(5,235)	(5,150)	(5,123)
(うち配偶者)	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)	(3,659)	(3,457)	(3,342)

(注) 各年度3月末現在の件数

### ○請求窓口

住所地の市区町村

### ○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

## 9 心身障害者扶養保険事業について

### (1) 令和6年度以降の特別調整費について

特別調整費の額は、5年に1度見直しをしているところ、次回の見直しは令和6年度分から行うこととしている。

今後、令和5年7月を目処に、令和6年度以降の各自治体の特別調整費の額をお示しする予定であるため、当該額を踏まえて令和6年度の予算要求に向けて準備をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構への特別調整費の納付については引き続き早期に行っていただくようお願いする。

### (2) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方お願いする。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

### (3) 広報啓発の取組の推進について

令和4年度に開催した「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、本制度の広報啓発について、更なる取組の推進を求められているところ、検討会の報告書がとりまとめられた後、改めて各都道府県・指定都市に今後の取組についてお願いする予定である。

なお、これまで、国及び独立行政法人福祉医療機構において、広報啓発用のパンフレット・リーフレットや制度紹介の動画の作成等に取り組んできたところ、今後は、デジタルパンフレットの作成を含めたパンフレットの改訂等を行っていく予定であり、引き続き、こうした広報資料の充実等を通じて、各都道府県・指定都市における広報啓発が活性化するよう、国及び独立行政法人福祉医療機構としてもバックアップに努めていく。

各都道府県・指定都市におかれでは、管内の市町村等と連携の上、引き続き広報啓発の取組をより一層推進していただくようお願いする。

（参考：制度のリーフレット等の広報資料）

- ・厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

- ・福祉医療機構 HP

<https://www.wam.go.jp/hp/fuyou-pamphlet/>

※ これらのリーフレットや手引きにおいては、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持ってもらうため、保護者の意見を参考に、「しょうがい共済」という愛称を用いている。

## 心身障害者扶養保険事業の広報活動について (心身障害者扶養保険事業に関する検討会(令和5年2月22日) 資料3より)

## 1. これまでの広報活動の実績(平成29年度～令和3年度) ①

※ 心身障害者扶養保険事業に関する検討会(第1回)資料3の内容を再掲。

- 平成29年度の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において、この制度は障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減につながるものと考えられ「国、地方公共団体及び機構においては、加入者数が減少傾向にあることも踏まえ、新規加入の促進に向けて、広報の取組を一層充実させていくことが重要である。」とされ、以下の取組が提案されたことから、国、福祉医療機構及び地方公共団体と連携して、様々な広報活動を実施。

#### (1) 広報ツールを活用した障害者行政窓口での周知の促進

- 【厚生労働省】・地方公共団体へ制度の広報啓発に係る課長通知の発出  
・広報啓発用のリーフレット、案内の手引き及びパンフレットの原案を作成 等

【福祉医療機構】・地方公共団体へ上記リーフレット、案内の手引き及びパンフレットを配布  
・障害者関係団体や全国の特別支援学校(令和3年末1,160校)へパンフレットを配布 等

(2) 障害者やその保護者が利用する様々な制度を活用した広報

- 【厚生労働省】・地方公共団体を通じて「相談支援事業所」「障害児・障害者施設」等への制度広報用ポスター掲示依頼  
 ・「民生委員・児童委員必携」及び「母子健康手帳(及び副読本)」に制度概要の掲載 等

【福祉医療機関】・社会福祉や障害教育等の情報誌に制度紹介記事の掲載 等

(3) 利用者の視点に立った情報発信 及び インターネット及びモバイル等の活用

- 【厚生労働省】・制度説明や加入者の声等を盛り込んだ広報用動画のYouTube配信の実施 等  
【福祉医療機構】・障害者関係団体が実施する研修会や会報誌等での制度紹介  
・障害者関係団体内ネットワーク(Facebookによる周知)を活用した制度周知の実施  
・ラジオ番組での制度紹介、制度紹介動画の作成及びWAMNET等への掲載  
・都道府県・指定都市における制度紹介ページとWAMNET等との相互リンクの実施 等

## 1. これまでの広報活動の実績(平成29年度～令和3年度) ②



※行政窓口等での制度案内のポイントをまとめた資料。

## 2. 広報活動に係る御意見

### 第1回検討会における意見

#### <広報の機会について>

- 各団体が主催する全国大会や総会においてWAM担当者からの制度説明を実施してほしい。
- 特別支援学校に通う子には情報が届いているが、特別支援学級に通う子には情報が届いていない可能性がある。
- 障害者手帳取得時における周知活動が必要。

#### <広報の対象について>

- 親が若いうちから制度に加入していた方が掛金を払いやすいので、子が学齢期に制度を知ることが重要。
- 制度を認知されたうえで制度に加入していない、あるいは迷われているのか、それとも制度を認知していないから加入されていないのか、どちらに課題があるか分析が必要。

#### <地方自治体の取組みについて>

- 窓口である市町村職員から制度を直接説明されたことが加入するきっかけになったという意見があり、一般的な広報よりも直接、加入希望者に情報が届くような工夫が必要。
- 現場として行政、福祉事務所の窓口等で加入希望者に丁寧な説明ができていないと感じる。これを改善していくことが加入の増加につながるのではないか。
- 自治体職員の方から直接説明があるとパンフレット以上に納得感があるので、自治体職員が丁寧に説明できるような体制があれば非常に良い。

#### <広報媒体について>

- 加入希望者など検討している方の目線で加入資格があること等を記載した方が良い。

### その他(福祉医療機構から)

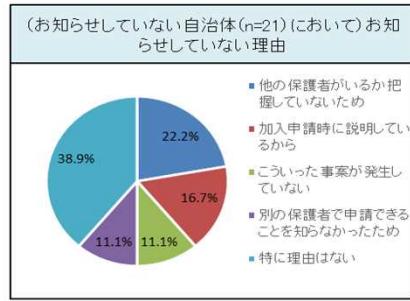
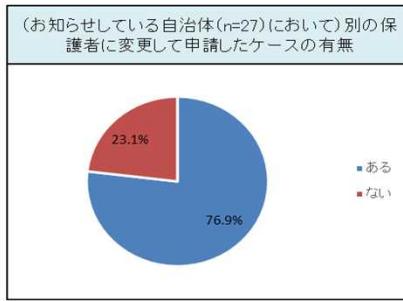
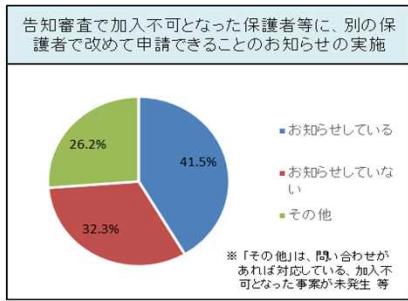
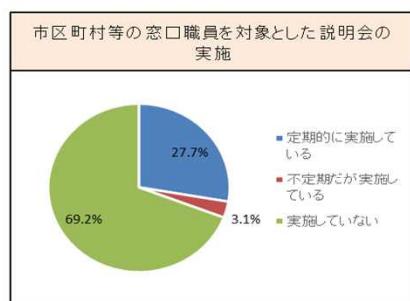
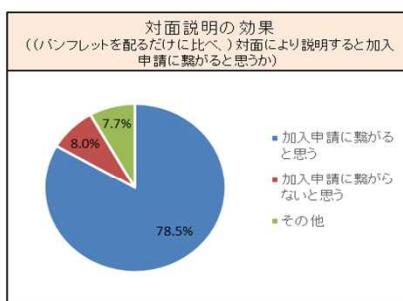
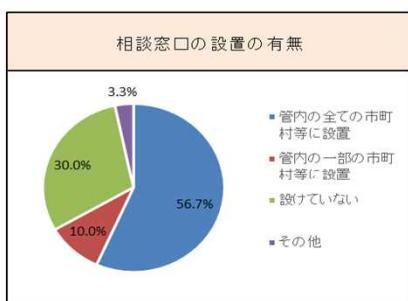
- 近年、加入時の告知書審査で健康状態のため加入不可となった方が、申請者のうちの2割弱となっている。
- 健康状態のため加入不可となった場合、加入要件を満たす他の家族等が申請をすることで、加入が可能となる場合があるが、自治体職員へのアンケート調査の結果からは、この点の案内が十分に行われていない状況も見られるため、こうしたケースへの丁寧な案内が必要と思われる。

## (参考)地方公共団体における周知状況(令和4年度福祉医療機構調査結果概要)

### ■調査の概要

令和4年9月に、福祉医療機構から都道府県・指定都市(n=67)に対して、地方公共団体における心身障害者扶養共済制度に係る相談窓口の設置状況、市区町村等の窓口職員への説明会の実施状況、告知審査で加入不可になった保護者等に対する案内の状況等についてアンケート調査を実施した。

### ■調査結果の概要



### 3. 今後の広報活動

- これまでの取組に加え、以下のように、更に広報の取組を推進することが考えられる。

#### (1) 制度を認知していない方への広報の推進

- ・パンフレット等に加入要件等を詳しく明示するなどの改訂。
- ・これまで広報をしていない障害者関係の団体・機関等へのパンフレットの配布。
- ・インターネットの検索エンジンに連動した制度広告等の活用。
- ・スマートフォン等で閲覧可能なデジタルパンフレットの検討。
- ・学齢期や手帳を取得した際など早いタイミングでのパンフレット配布。

#### (2) 制度を認知しているが加入を迷っている方への広報の推進(地方公共団体における制度周知の活性化)

- ・地方公共団体における窓口担当職員が使用する『障害者扶養共済制度案内の手引き』をより分かりやすく改訂。
- ・地方公共団体の窓口担当職員に制度を熟知してもらうための研修会等の実施。
- ・地方公共団体が開催する研修会等に福祉医療機構の職員が出席し、制度の仕組みや加入申込手続き等のポイントの説明を実施。

#### (3) 告知書審査に係る広報の推進

- ・告知書審査があること及び健康状態に不安がある保護者以外の保護者でも申請ができるとの丁寧な周知の実施。
- ・以下の点をまとめ、パンフレットに記載するなどして地方公共団体に配布し、地方公共団体が告知書審査に係る案内を案内しやすいようにする。
  - ▶ 分かりやすい告知書記載方法(生命保険協会の協力を得て作成する)。
  - ▶ 告知書審査において加入不可となった者に対する、再申込に係る案内をする際のポイント(※)や、再申込の要件。
- (※)「(別の保護者がいる方に対し)別の保護者を加入者とした再申込が可能であること」や「(病気等が完治している方に対し)告知義務期間が満了していないか」等。

## 10 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

### (1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)については、平成30年4月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進められた。

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に関する議論を行っており、令和5年度には障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書がとりまとめられる予定であるが、これに先立ち令和4年度においては、中間報告書が下記のURLに掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

### (2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の一次審査において「警告」とされていた項目について、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を平成30年度から令和4年度まで段階的に実施してきた。今後も移行が可能な項目は周知期間を設けながら、適宜移行を実施する。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

### (3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするために、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内の確実な台帳整備をお願いする。市町村等支援システムは、国保連に登録されている台帳情報が参照できるので、利活用いただきたい。

なお、市町村等支援システムについては、令和5年3月末に、市町村等が市町村等支援システムの画面から台帳情報等を国保連へアップロード可能とする機能および二次審査結果を登録可能とする機能等が追加予定である。

また、令和5年度には、高額障害福祉サービス等給付費等の計算事務を国保連に委託している市町村等において、同システムを用いて再計算が可能となる機能についても追加予定である。

## 1.1 障害福祉サービスデータベースについて

昨年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の改正により第89条の2の2第2項が新設され、令和5年度から、障害福祉サービスデータベースの本格運用が開始されることとなる。

これに向けて、本年2月より試行運用を開始しており、各市町村及び都道府県におかれては、国に対し、月次で、障害福祉サービスの給付情報や障害支援区分認定情報を提供いただくとともに、過去の障害支援区分認定情報も提供いただいている、ご協力に感謝申し上げる。

障害福祉サービスデータベースは、個人情報を匿名化した上で、障害福祉サービスの利用状況と心身の状態を連結して分析できる形でデータを登録しており、今月末を目途に初めて登録データを活用して作成した定型帳票を障害福祉サービスデータベースWebサイトにおいて提供する予定としている。

また、法に基づき、将来的に相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を第三者提供できるようになるとともに、医療分野・介護分野のデータ等の連結解析ができるようになる予定である。（別添「障害福祉サービスデータベース構築概要図」参照）

来年度は、第7期障害福祉計画等の策定作業もあることから、障害福祉サービスデータベースWebサイト操作マニュアルや定型帳票活用マニュアルを提供する予定であり、各自治体におかれては毎月更新される定型帳票を地域分析等に積極的にご活用いただくようお願いする。

障害福祉サービスデータベースの詳しい今後のスケジュール（案）については別添を想定しているので、併せてご確認いただきたい。

障害福祉サービスデータベースWebサイトのユーザアカウント情報については、本年1月6日に障害福祉サービスデータベースヘルプデスクよりメールにて都道府県及び市町村に伝達しているところである。しかしながら、複数の自治体よりユーザアカウント情報が届いていないとの連絡があったため、まだユーザアカウント情報が届いていない自治体におかれては、障害福祉サービスデータベースWebサイトのログイン画面下部の「お問い合わせフォーム」より照会いただくようお願いする。

WebサイトURL：<https://shofuku-db.mhlw.hq.admix.go.jp/s3/>

なお、「お問い合わせフォーム」に入力するメールアドレスは、インターネット経由で送受信可能なものをご登録いただきたい。LGWAN専用のメールアドレスが登録された場合や入力いただいたメールアドレスが誤記である場合は、自動返信メールおよびその後の回答メールが届かないこととなるため留意いただきたい。

障害福祉サービスデータベースに関する各自治体への通知・事務連絡等について、原則として One Public への掲載をもって周知としており、

○原則としてメールまたは文書による周知は行わない

○障害福祉サービスデータベースに関する連絡事項については、障害福祉サービスデータベース Web サイトに掲載する

こととしているので、各自治体におかれでは、定期的に One Public 並びに障害福祉サービスデータベース Web サイトにアクセスし、最新の情報を得るようお願いする。

なお、障害福祉サービスデータベースに関する問合せについては、障害福祉サービスデータベース Web サイトの「お問い合わせフォーム」から同ヘルプデスク宛までお願いする。

Web サイト URL : <https://shofuku-db.mhlw.hq.admix.go.jp/s3/>

「お問い合わせフォーム」に入力するメールアドレスは、インターネット経由で送受信可能なものをご登録いただきたい。LGWAN 専用のメールアドレスが登録された場合や入力いただいたメールアドレスが誤記である場合は、自動返信メールおよびその後の回答メールが届かないこととなるため留意いただきたい。

# 障害福祉サービスデータベース構築概要図

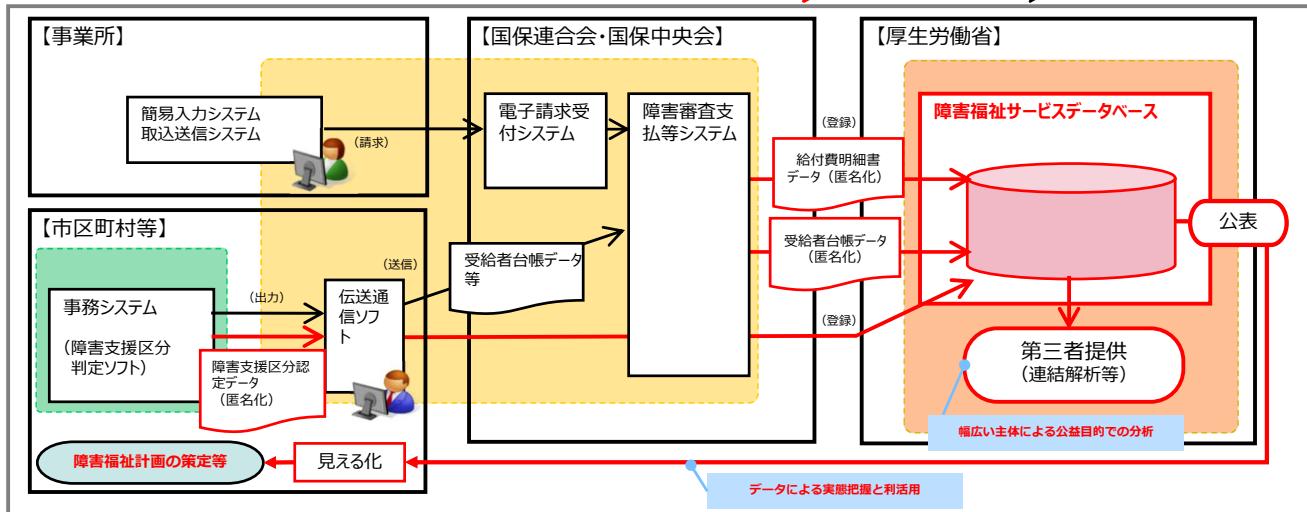
- ・障害福祉サービスの給付費明細書等と障害支援区分認定データを連結できる形で収集する。
- ・障害福祉サービスデータベースへのデータの格納の流れは、以下のとおりとなる。

## 障害福祉分野のデータ活用の環境整備

- 国が障害福祉サービス等給付費明細書等のデータを確実に収集できる仕組みが必要。
- 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供することができることが必要。将来的に医療分野・介護分野のデータとの連結解析ができるようにすることも検討。

### ■データの流れ（概要図）

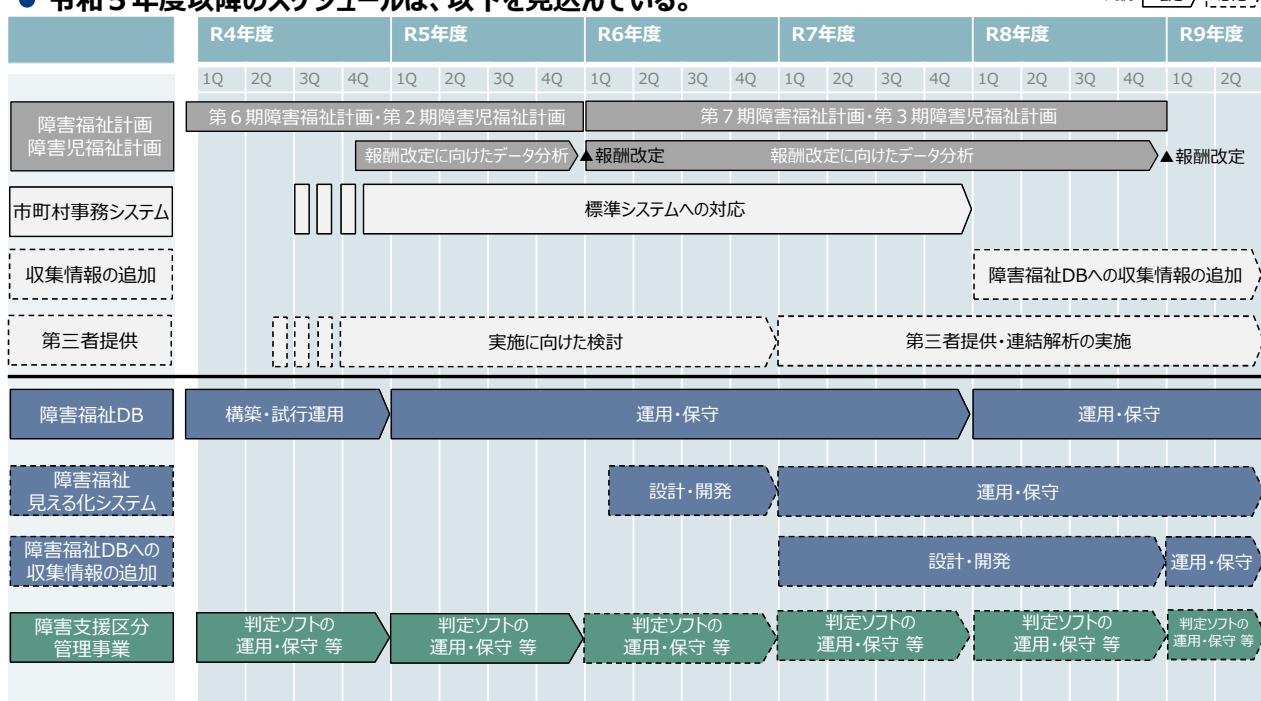
→ : 新規のデータフロー      → : 既存のデータフロー



## 障害福祉サービスデータベースの今後のスケジュール(案)

- 令和5年度以降のスケジュールは、以下を見込んでいる。

凡例 確定 想定



## 1.2 障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各地方公共団体が利用する障害者福祉システムについても、標準化基準に適合するものでなければならないとされている。

また、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとし、現在、各地方公共団体の事務システムの標準化が強力に推し進められている。

障害者福祉システム標準化については、昨年8月に標準仕様書第2.0版を策定したところであるが、改版に向けて、昨年12月に全国意見照会を実施したところである。現在、いただいた御意見を踏まえ、本年3月を目途に標準仕様書第2.1版を取りまとめられるよう検討を重ねているところである。引き続き関係者のご意見を丁寧に伺いながら取り組んでまいるので、御協力をお願いする。

## 1.3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について

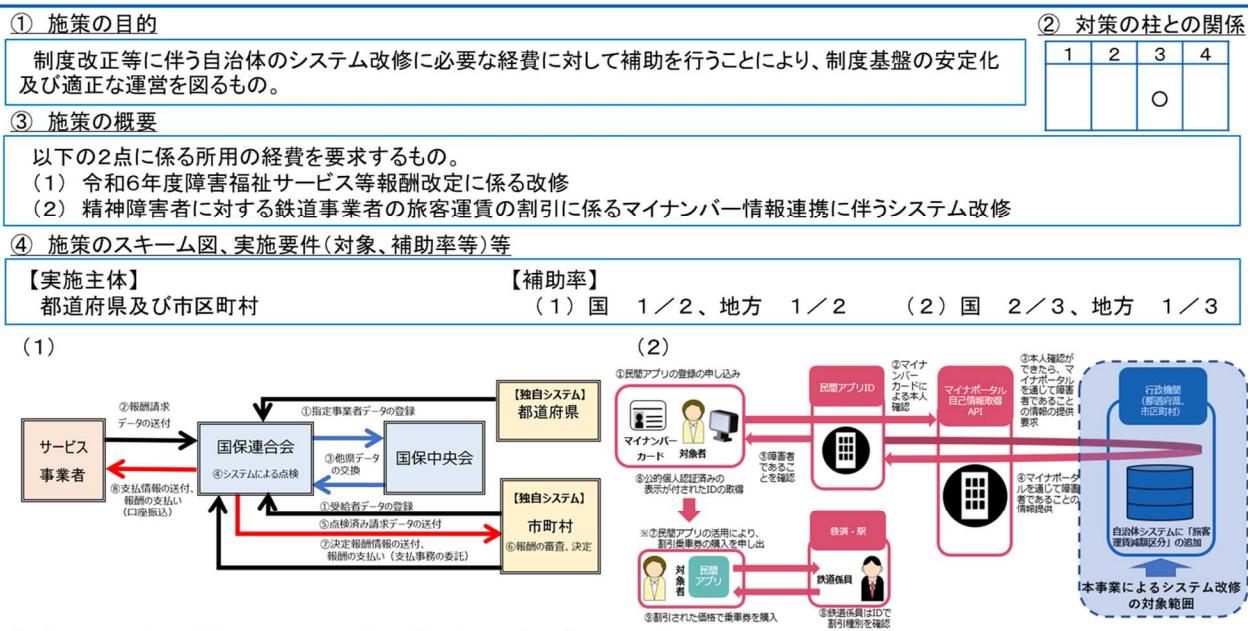
令和6年度に予定されている令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改修や、精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修への対応等に伴う都道府県及び市町村における関連システムの改修にかかる経費については、自治体において令和5年度に執行できるよう措置する予定である（国の財源は令和4年度補正予算）。

令和5年度の対象事業としては、以下の事業を予定している。

- ① 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る改修（補助対象は都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）。補助率は1／2。）
- ② 精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修（補助対象は都道府県及び市区町村。補助率は2／3。）

なお、これらについて4月以降、所要額調査を行い、予算額の範囲内で内示を行う予定である。

**【III. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現】** 令和4年度第二次補正予算案 14億円  
施策名：障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分） 障害保健福祉部企画課（内線3007）



## 14 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、従前より申請手続き等に関して御協力をいただいているところだが、本年2月10日に制度が改正され、本年3月27日から改正後の運用が開始される予定となっている。

改正点は、一定の条件のもと事前に登録した車両以外も割引対象とする「1人1台要件の緩和」と、マイナンバーを活用したオンライン申請の導入の2点である。詳細は当部から2月10日にお知らせしているので、今一度改正内容をご確認いただくとともに、管内の関係者等への周知をお願いする。

(参照)

- 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について（令和5年2月10日付障発0210第1号）
- 「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正について（令和5年2月10日付障企発0210第1号）
- 有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う利用方法の周知について（協力依頼）（令和5年2月10日付事務連絡）

# 有料道路における障害者割引制度の見直しについて

## 対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

### <制度概要>

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

### 現行

#### 【対象となる障害者】

○障害者ご本人が運転される場合

- ・身体障害者手帳の交付を受けられている方

○障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合

- ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方  
(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

#### 【対象となる自動車】

事前登録された自動車（障害者1人につき1台）

※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

#### 【利用方法】

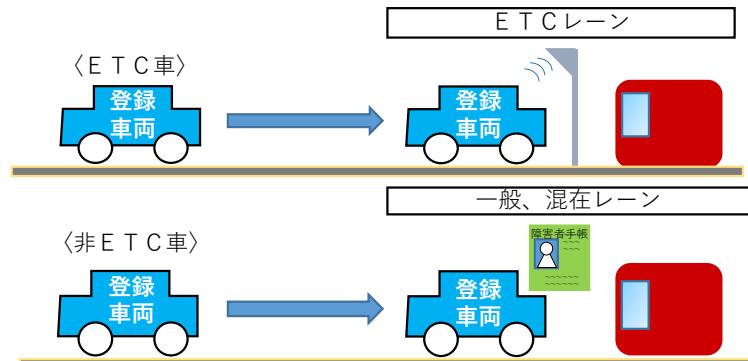
身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、

・ETC車の場合は、登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線走行（ノンストップ走行）

手帳の提示は不要。ただし、携行は必要

・非ETC車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

→ **事前登録された自動車1台のみ  
本割引の対象**



**<今回の改正点>**  
**事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）**

### 追加の内容

#### 【新たに対象となる自動車】

○事前登録されていない自動車

（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）

※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。

※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

#### 【事前登録されていない自動車での利用方法】

○割引登録申請のうえで、ETC車、非ETC車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行

（事前登録されていない自動車は、ETC無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）

○料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

○料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用

※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

→ **親族や知人等の所有する自動車、  
レンタカー、車検時の代車、  
タクシー（要介護者のみ）、  
福祉有償運送車両（要介護者のみ）  
など、事前登録されていない自動車  
であっても本割引の対象となります。**



# 有料道路における障害者割引制度の見直しについて

## 事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

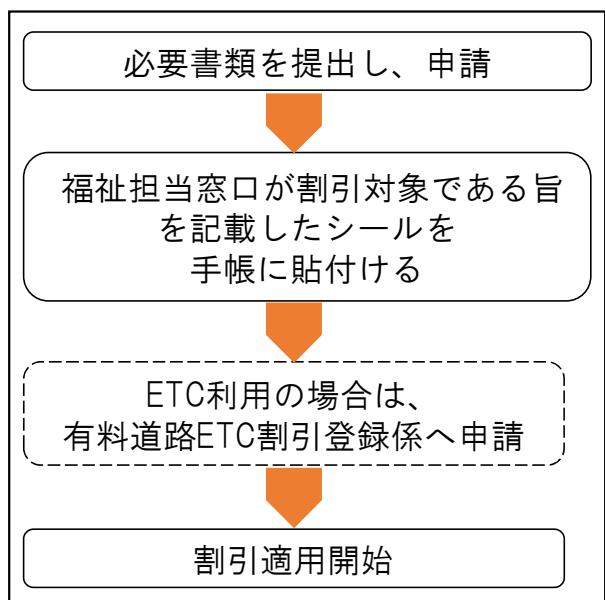
### オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。  
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

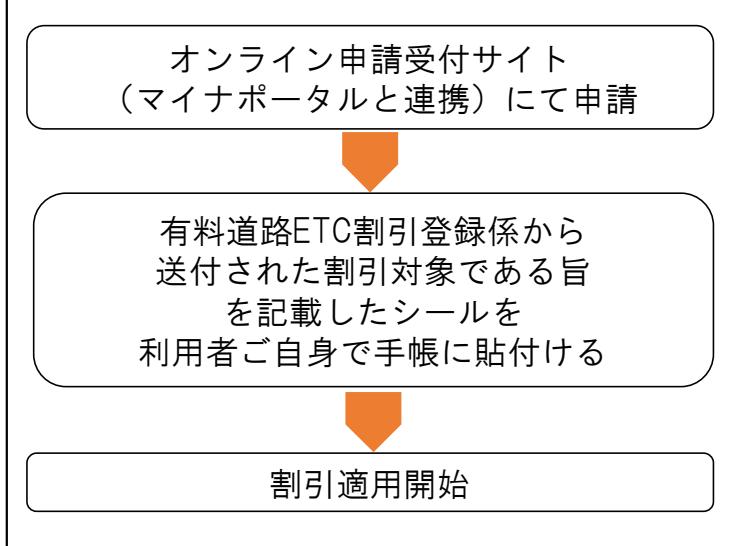
URL <https://www.expressway-discount.jp>  
(令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。)

- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

### 【現行の申請手続き】



### 【今回改正の内容】 申請方法としてオンライン申請を追加 (ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません

## 15 消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）【資料1参照】が施行されることとなっている。

インボイス制度の施行により、

- ・買手として消費税の仕入税額控除のために原則インボイスの保存が必要になる
- ・売手としてインボイスの交付を行うために令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる

といった変更点があることから、令和4年11月7日から11月17日までの間に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の各課室から、関係団体に向けて会員事業者への周知等に関する依頼文の発出を行った。

本件については令和4年12月5日付事務連絡「消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（周知依頼）」において各自治体へ御連絡しているところ、改めてご確認いただくとともに、管内の事業者への周知等、事業者の方々の円滑な準備のためにご協力いただくようお願いする。

特に、就労継続支援事業所における生産活動等に伴う取引は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る取引（消費税法第2条）に該当するため、インボイス制度に係る円滑な準備のためにその内容についてご理解いただく必要がある。このため、インボイス制度の内容の他、

- ・団体（地域ブロック単位の団体を含む。）が主催するインボイス制度に関する説明会・研修会へ財務省・国税職員を講師として派遣が可能であること
- ・インボイス制度への対応に向けたITツールの導入等については、中小企業庁のIT導入補助金の活用が可能であり、次回（令和4年度第2次補正予算）は準備が整い次第、公募開始予定であること【資料2参照】など、管内の就労継続支援事業所に周知徹底を図るようご配慮願いたい。

令和5年10月1日から

消費税

## インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、  
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～A社さんのケース～



A社さん、インボイス制度のこと検討します？  
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



町の雑貨屋  
(課税事業者)

### インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売 手  
(インボイス発行事業者)



買 手  
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないとどうなるんだろう…

B社さんにどんな関係が…？

疑問 3 申告って、どう計算するの？  
課税事業者は、売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスってどう作ればいいの？

## 疑問 1 仕入税額控除ってなに?



### 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

(売上税額) (マイナス) (仕入税額) (納付税額)

差し引く計算が  
**仕入税額控除**

仕入税額控除には  
インボイスの保存  
が必要

**インボイスがなければ  
仕入税額控除できない**※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



## 疑問 2

当社が登録しないと  
どうなるんだろう…



登録をしないと、  
売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができない  
ということは…

$$1,300円 - 0円 = 1,300円$$

売上税額 仕入税額 納付税額

② 1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した  
場合と比べ、売上先 (買手) の納  
付税額が大きく計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置  
(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)

制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき  
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】80%  
【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】50%

## 疑問 3

申告って、どう計算するの?  
売上げの10%を納税  
しなきゃいけないの?



課税事業者になったとしても、インボイスを  
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$1,000円 - 700円 = 300円$$

売上税額 仕入税額 納付税額

① 控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、  
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度を  
適用することができます

☞ 3 ページへ

## 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額

マイナス

仕入れや経費の消費税額

= 納付する税額

売上税額が分かれれば  
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

### 2ページの例だと…

#### ステップ1

$$1,000\text{円} \times 70\% = 700\text{円}$$

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

#### ステップ2

$$1,000\text{円} - 700\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ  
製造業  
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

### ポイント

簡易課税制度では、事務負担の軽減※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です  
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください



### 疑問 4

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
  - 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません  
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
  - 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう  
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます
- ◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

### 参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



## インボイス発行事業者となる場合…

### 疑問 5

インボイスって、  
どう作ればいいの？



### ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、  
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8 %対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

①交付先の相手方  
(売上先) の  
氏名又は名称

②取引年月日

③税率ごとに区分  
して合計した対価  
の額及び適用税率

請求書

(株)〇〇 御中

▲▲▲(株)

登録番号T1234…

④売手(当社)の氏名  
又は名称及び登録番号

⑤取引内容  
(軽減税率の対象品目  
である旨)

⑥税率ごとに区分  
した消費税額

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたもの**であれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類**をインボイスに対応する必要はありません  
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当**します

### 登録手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続を行なう必要があります

#### 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

申請手続

- ◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください  
※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です



### 国税局・税務署主催説明会の開催

説明会

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています  
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください



### 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、  
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています



### 軽減・インボイスセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

(令和4年2月)

事務負担軽減?  
補助金も?

税負担軽減?

# インボイス制度、

# 支援措置があるって本当!?



本当です!そのための税制改正(案)が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

## 免税事業者から課税事業者になる方へ

**納税額が売上税額の2割に軽減?**

**インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?**

**登録申請、4月以降でも大丈夫?**

## 既に課税事業者の方へ

**会計ソフトに補助金?**

**少額取引はインボイス不要って?**

**少額な値引き・返品は対応不要?**

## 小規模事業者向け

## 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
**売上税額の2割を納税額とする**ことができます!

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円  
以下等の要件を満たす方)

**対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要!  
事前の届出も不要!

### 事例

**売上700万円(税額70万円)※サービス業  
経費150万円(税額15万円)**

実額計算の場合▶

$$70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$$

簡易課税の場合▶

$$70\text{万円} - 35\text{万円}^* = 35\text{万円}$$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

### 実額計算

納税額  
55万円

### 簡易課税

納税額  
35万円

### 特例

納税額  
14万円

特例の場合 ▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となります。この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

## 小規模事業者向け

## インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、

補助上限額が一律50万円加算されます!

対象 小規模事業者

補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け

## 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃



PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

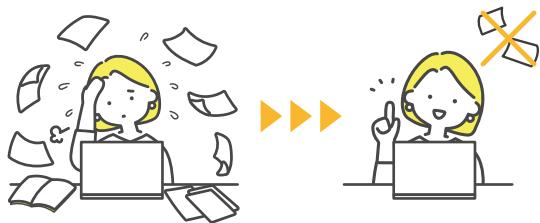
## 中小事業者向け

## 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで  
仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)  
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



## すべての方が対象

## 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



## すべての方が対象

## 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

【詳しくはこちらまで】

税制改正案の内容

持続化補助金

IT導入補助金

インボイス制度特設サイト



【その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで】



0120-205-553

フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

- 50 -

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

## 16 インフラ老朽化対策の推進について

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（公共施設等総合管理計画）を平成 28 年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画」（個別施設計画）を令和 2 年度末までに全ての施設で策定することとされている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の障害福祉施設等においては、令和 3 年度末時点での策定率は 75% で、期限内に全ての施設で策定には及ばなかった。（詳細は、参考資料ページ、第 11 回幹事会資料 1）

本計画の策定は、計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、障害福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につながる重要な計画である。策定の一助となるよう厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引きを作成し、通知しているところである。

個別施設計画の策定率が 100% となるよう、各地方公共団体において確実な取組をお願いするとともに、都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対して周知等の働きかけをお願いする。

なお、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究について、以下参考資料もご活用いただきたい。

### 《参考資料》

- ・ インフラ長寿命化基本計画（内閣官房 HP 内）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html)
- ・ 厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）
- ・ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直しに関する調査研究（厚生労働省 HP 内）
- ・ 個別施設調査（自治体毎の計画策定状況）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

## 17 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針について



社会保障審議会障害者部会	
第135回(R5.2.27)	参考資料2

# 令和4年の地方からの提案等に関する 対応方針について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

## 地方分権提案について

- 地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。
- 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定、以下「対応方針」という。）のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき措置を実施する予定。  
※令和3年以前の提案で、令和4年中以前に措置されたものは除く。

### 政令改正等により措置を講ずるもの

#### 【児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係】

- 児童福祉施設に対する一般指導監査について、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施を可能とする【令和4年度中に政令改正予定】

#### 【児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係】

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画について、障害者基本計画と一緒にとして策定することができる旨を周知【令和4年度中に通知予定】
- 障害福祉サービス事業者等に対して、市町村が任意に行う質問等事務は指定事務受託法人に委託可能な旨を周知【令和4年11月に周知済】
- 障害者支援施設等に対する一般監査について、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、障害福祉サービス等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能である旨を周知【令和4年度中を目途に周知予定】

#### 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係】

- 精神障害者保健福祉手帳の交付について、地方公共団体が使用する障害者福祉システムを統一・標準化する【令和7年度までに措置】

#### 【特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）関係】

- 特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする【令和5年の所得状況の届出から可能となるよう政令改正予定】

## 政令改正等により措置を講ずるもの(続き)

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係】

- 障害支援区分の認定事務の効率化に資する研修資料等を作成又は改定し、市町村に通知〔令和4年度中に通知予定〕

【障害者に対する市区町村の証明事務】

- 有料道路通行料金の割引措置について、有料道路事業者へのオンラインによる申請を可能とする〔令和4年度中〕
- 日本放送協会放送受信料の半額免除措置について、日本放送協会へのオンラインによる申請を可能とする〔令和5年度中〕

【依存症治療指導者養成研修等に関する事務】

- 依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修について
  - ・ これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行う
  - ・ 当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に周知〔令和5年度早期に周知予定〕

## 検討の上、結論を得るとするもの

【児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係】

- 障害児通所支援利用における無償化対象通所児童について、
  - ・ 所得区分に応じた負担上限月額の認定をすることなく、利用者負担額の判定が可能であることについて、検討・結論〔令和5年度中を目途〕
  - ・ 受給者証において所得区分に応じた負担上限額についての記載を不要とすることについて、検討・結論〔令和5年度中を目途〕

【身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係】

- 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出及び同手帳の写真の表示について、やむを得ない場合に省略できることについて、検討・結論〔令和5年中〕

2

## 検討の上、結論を得るとするもの(続き)

【身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係】

- 医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて、検討・結論〔なお、措置は令和7年までに講ずる〕

【特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）関係】

- 特別児童扶養手当証書の廃止について、令和4年度中に検討・結論〔なお、措置は令和5年10月までに講ずる〕

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係】

- 障害者支援区分の認定等に係る調査について
  - ・ 地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討・結論〔令和4年度中〕
  - ・ 臨時のオンライン調査の継続実施について検討・結論〔令和5年度中〕
- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型及びB型）における施設外就労に関する実績の把握について、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討・結論〔令和5年9月末まで〕

【統計法（平成19年法律第53号）関係】

- 福祉行政報告例の月報の年度報化に向けて検討・結論〔令和4年度中〕

3